

兵庫県立大学教員の懲戒処分について

本日（9月9日）、本学教員に対して、次のとおり懲戒処分を行いました。

1 処分の内容

被処分者	処分	処分理由
工学研究科 教授 男性 50歳代	停職1月	大学院工学研究科に所属する男子学生に対し、土曜日に研究室に出てくることの必要性を説明せず、結果として土曜日に出てくることを強要したこと、輪講やミーティングにおいて、他の研究生の前で罵声を浴びせたり、廊下まで響き渡るほどきつい口調で厳しく叱責したこと及び国際論文の指導で厳しく叱責し、病気で1カ月休養せざるを得なくなった状態となったことは、公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程（以下「就業規程」という。）第33条に違反するハラスメント行為であり、就業規程第39条第1項第8号「法令及び法人の規定に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき」に該当する行為であるため。

2 事案の概要

男子学生から、「日頃の輪講やミーティングにおいて他の研究生の前で罵声を浴びせられたり、廊下まで響き渡るほどきつい口調で厳しく叱責された」、「国際論文の指導で厳しく叱責された」、「指導教授である教員から明確な理由や必要性もなく土曜日に研究室に出てくることを強要された」との申立てを受け調査したところ、申立てに該当する事実が確認された。

さらに、このようなことが相まって男子学生は自分に対する評価が低いと受け止め、当該教員の下では博士号を取得できないと不安を感じるなど精神的にダメージを受けて病気となり、1カ月休養せざるを得なくなるという状態になっていたことが確認された。

3 清原正義 理事長兼学長のコメント

本学の教員が今回のようなハラスメント行為を行ったことは、誠に遺憾です。

今後、このような不祥事が起こらないよう、ハラスメントの防止に努め、教育研究環境の一層の改善に力を尽くす所存です。